

お客様各位

# 令和4年度税制改正大綱の概要

作成：令和3年12月20日

いつもお世話になります。令和3年12月10日に「令和4年度与党税制改正大綱」が公表されました。その概要の一部につきましてご案内致します。詳細は弊社担当者にお尋ね下さい。

## <法人課税>

### ① 中小企業の所得拡大促進税制

税額控除率の上乗せ措置の見直し(税額控除最大40%)を行った上、その適用期限を1年延長する。

### ② 減価償却関係

10万円未満の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度、一括償却資産の損金算入制度、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度について、対象資産から貸付けの用に供したものを除外する(所得税についても同様)。

## <個人所得課税>

### ① 住宅ローン控除

住宅借入金の年末残高の限度額、控除期間を見直し、控除率を0.7%として、適用期限(令和3年12月31日)を令和7年12月31日まで4年延長する。また、所得要件を2,000万円以下(現行3,000万円以下)に引き下げる。

### ② 居住用財産の買換え等

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長する。

## <資産課税>

### ① 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅資金等の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、受贈者の年齢要件を18歳以上(現行20歳以上。令和4年4月1日から)に引き下げる。

### ② 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

令和4年度限りの措置として、商業地域等の令和4年度の課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行5%)を加算した額とする。

## <消費税>

### ① 適格請求書等保存方式に係る見直し

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができる。

全てのお問い合わせは下記まで

## 税理士法人スリーエス

本店

〒260-0013  
千葉県千葉市中央区中央 2-7-2 大島屋ビル  
TEL：043-308-0351/FAX：043-224-2960

東京支店

〒104-0031  
東京都中央区京橋 2-12-4 光和ビル 7F  
TEL：03-5159-6021/FAX：03-5159-6028